平成２３年（フ）第４５号
滋賀県甲賀市水口町水口6631番地
債務者　富永　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
大津市木の岡町31番21号サンシティ木の岡Ａ101
債務者　糸原　享子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
滋賀県栗東市安養寺３丁目３番47号
債務者　山本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０１号
滋賀県東近江市妙法寺町710　コーポ妙法寺寮101号、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町常盤1190番地２
債務者　牧原　利幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２０号
滋賀県犬上郡多賀町大字萱原888番地７、前住所滋賀県近江八幡市馬淵町2831番地　あじさい304号
債務者　厨子真実子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８３９号
広島市西区三篠町２丁目18番15―202号、住民票上の住所広島市東区牛田早稲田４丁目５番31―806号
債務者　松浦　智美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２２号
広島県安芸高田市八千代町上根48番地16
債務者　越道　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
広島市佐伯区五月が丘２丁目14番19号
債務者　石丸　　宏
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９号
広島市安佐南区中須１丁目12番26―703号
債務者　出本美智子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
愛媛県松山市畑寺２丁目14番24号
債務者　松﨑　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
愛媛県今治市喜田村７丁目４番３号、旧住所愛媛県今治市国分２丁目８番13号
債務者　青井　和子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１６号
高知県香美市土佐山田町宮ノ口392番地８
債務者　松岡由加里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８号
高知市潮見台２丁目717番地
債務者　畠山　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
高知市与力町１番６号　ハイネス南国801号
債務者　鹿野　路子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１号
高知市山手町23番地３　コーポ山下403号
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６４号
宮崎市大塚台西１丁目１―39―１　県住106―28川越方、住民票上の住所宮崎市大字芳士3701番地76
債務者　木村　善昭
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５号
宮崎市大字本郷北方4153番地２
債務者　梅﨑　　忠
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係